

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和5年1月25日答申分

○答申の概要

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係 | 1件 |
| (2) 年金記録の訂正を不要としたもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係 | 1件 |

厚生局受付番号 : 東北(受)第2200112号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2200048号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成27年8月6日、標準賞与額を15万6,000円に訂正することが必要である。

請求期間②について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成27年12月28日、標準賞与額を19万5,000円に訂正することが必要である。

請求期間③について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成28年8月8日、標準賞与額を15万6,000円に訂正することが必要である。

請求期間④について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成28年12月27日、標準賞与額を20万5,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑤について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成29年12月29日、標準賞与額を21万円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑤までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から⑤までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年8月
② 平成27年12月
③ 平成28年8月
④ 平成28年12月
⑤ 平成29年12月

私は、A社から請求期間①から⑤までの各期間に係る賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与の年金記録がない。請求期間①から⑤までの各期間の賞与明細書を提出するので、請求期間①から⑤まで

の各期間の賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間①から⑤までの各期間の賞与明細書、B銀行から提出された請求者に係る平成27年7月1日から平成30年1月31日までの預金取引明細表（流動性）、A社の同僚から提出された請求期間①から⑤までの各期間の賞与明細書及び預貯金通帳並びにC市から提出された請求者に係る平成28年度（平成27年分）から平成30年度（平成29年分）までの所得照会の回答書により、同社から請求者に対して請求期間①は15万6,000円、請求期間②は19万5,000円、請求期間③は15万6,000円、請求期間④は20万5,000円、請求期間⑤は21万円の賞与が支払われ、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①から⑤までの各期間の賞与支払年月日については、請求者から提出された請求期間①から⑤までの各期間の賞与明細書、B銀行から提出された請求者に係る平成27年7月1日から平成30年1月31日までの預金取引明細表（流動性）並びに同僚から提出された請求期間①から⑤までの各期間の賞与明細書及び預貯金通帳から、請求期間①は平成27年8月6日、請求期間②は同年12月28日、請求期間③は平成28年8月8日、請求期間④は同年12月27日、請求期間⑤は平成29年12月29日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社から回答を得られなかったが、過去に年金記録の訂正請求を行った者の調査において、同社の実質的な経営陣の代表者は、請求期間①から⑤までの各期間に賞与を支払っていない旨陳述している上、オンライン記録によると、請求期間①から⑤までの各期間において同社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、過去に年金記録の訂正請求を行い請求期間①から⑤までの各期間に係る標準賞与額の年金記録が回復した者以外の者は、請求期間①から⑤までの各期間に係る賞与の記録が確認できないことから、年金事務所は、請求者の請求期間①から⑤までの各期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①から⑤までの各期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2200109号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2200049号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和37年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和61年3月31日までA社に勤務していたが、国の記録では同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が同日となっているため、当該喪失年月日を同年4月1日に訂正して欲しい。

第3 判断の理由

B社が請求者に送付した申立書によると、請求者の同社における退職年月日は昭和61年3月31日であり、同社は請求期間に係る社会保険料を給与より預かっていた旨記載されているところ、同社は、当該申立書における請求者の退職年月日及び請求期間に係る厚生年金保険料の控除額が確認できる関係資料は保存期限経過により保存していない旨回答していることから、請求者に係る請求期間の勤務、厚生年金保険被保険者資格に係る届出並びに厚生年金保険料の納付及び控除について確認できない。

また、請求者に係る雇用保険被保険者の記録によると、請求者は昭和61年3月30日にB社を離職していることが確認でき、当該記録は厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と符合している。

さらに、請求者が氏名を挙げた複数の同僚、オンライン記録により請求期間にB社において厚生年金保険被保険者の記録が確認できる者のうち所在が確認できる複数の者、請求期間の前後の期間に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得又は喪失し所在が確認できる複数の者及びこれらの同僚に対する照会の回答において社会保険事務担当者として挙げられた姓と同姓で所在が確認できる者に照会

したところ、請求者の請求期間における勤務が確認できる回答は得られなかった。

加えて、A社における請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は昭和61年3月31日と記載されており不自然な訂正箇所は見当たらない上、当該記録はオンライン記録と一致している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。